

平成30年4月から町税などがコンビニで納付できます

これまで、役場の窓口や金融機関(銀行など)でしか納付できなかった町税などが、平成30年4月から全国のコンビニエンスストア(以下コンビニ)や東北6県のゆうちょ銀行・郵便局でも納付できるようになります。

コンビニ収納は、休日や夜間など、いつでも納付でき、手数料もかかりません。ぜひご利用ください。



コンビニで納付できる町税等

- 町県民税(普通徴収分)／固定資産税／軽自動車税／国民健康保険税(普通徴収分)
- 介護保険料(普通徴収分)／後期高齢者医療保険料(普通徴収分)
- 町営住宅使用料／汚水処理施設使用料
- 保育料(随時発行分)／児童館使用料(随時発行分)／放課後児童クラブ利用料(随時発行分)
- 水道料金

取り扱いコンビニ店舗

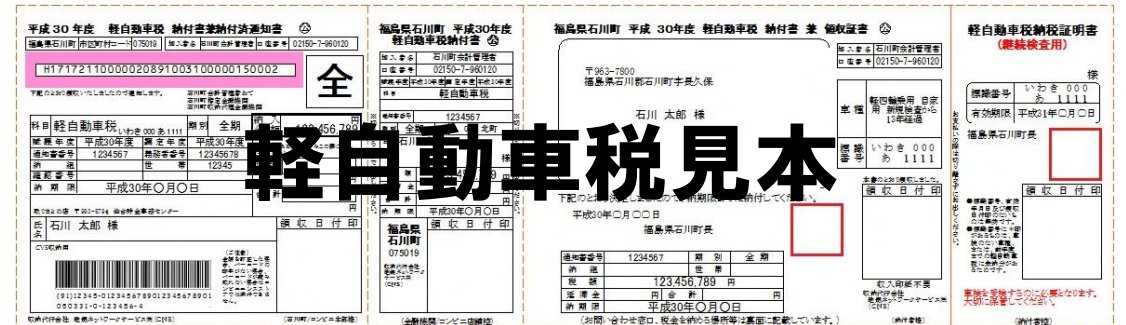
- ◇町内のコンビニ(50音順)
セブン-イレブン、ファミリーマート、ミニストップ、ローソン
MMK設置店(ヨークベニマル石川店、リオンドール石川店)
- ◇町外のコンビニ(50音順)
MMK設置店、くらしハウス、コミュニティ・ストア、サークルK、サンクス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セーブオン、セブン-イレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、ローソンストア100

ゆうちょ銀行・郵便局の取り扱い

東北6県のゆうちょ銀行・郵便局窓口で納付できるようになりますが、ATMでのご利用はできませんのでご注意ください。また、東北6県以外のゆうちょ銀行・郵便局で納付される場合は「払込取扱票」を発行しますので、担当課へご連絡ください。

納付書の様式が変わります

コンビニでの納付開始により、納付書が1枚ごと(つづられていない状態)になりますので、納付の際は、記載されている納期限をお確かめください。
※介護保険料及び水道料金の様式については下の見本と異なります。



軽自動車税見本

その他税、使用料見本



コンビニで使用できない納付書



- バーコードの印字がないもの
- 金額を手書き等で訂正したもの
- 破損、汚損などによりバーコードが読み取れないもの
- 納付書1枚あたりの金額が30万円を超えるもの
- 平成29年度以前に発行したもの

取扱い担当課等

【税務課】 ☎0247-26-9117
町県民税／固定資産税／軽自動車税
国民健康保険税

【町民生活課】 ☎0247-26-9125
後期高齢者医療保険料

【地域づくり推進課】 ☎0247-26-9115
汚水処理施設使用料

【保健福祉課】
介護保険料 ☎0247-26-9124
保育料／児童館使用料／放課後児童クラブ利用料 ☎0247-26-0811

【都市建設課】 ☎0247-26-9131
町営住宅使用料

【水道事業所】 ☎0247-26-1502
水道料金

3連（納付済通知書・原符・領収証）の納付書（枚数）

【税・料目】

- ・町県民税(最大4枚)
- ・固定資産税(最大4枚)
- ・国民健康保険税(最大8枚)
- ・介護保険料(最大8枚)
- ・後期高齢者医療保険料(最大7枚)
- ・住宅使用料(最大12枚)

【※注意点】

1. 期・月別ごとに1枚(3連)になり、封筒に同封されて送付されます。納付書に記載されている納期を確認し順番に納付してください。
2. 保育料・児童館使用料・放課後児童クラブ利用料は、随時発行されたものに限りです。
3. 軽自動車税・介護保険料は、別様式です。
4. 水道使用料は、折畳みはがきタイプの納付書になります。
(※はがき部分を切り離してお持ちください)

納付書の様式見本



コンビニ収納Q&A

Q1. コンビニでは、いつでも納められるのですか？

A1. ご利用可能なコンビニエンスストアの営業時間内であれば、土・日・祝日も含めて24時間、いつでも納付することができます。
ただし納期限を過ぎた場合には、使用できない場合があります。

Q2. コンビニで納付する際、手数料はかからないのですか？

A2. コンビニ収納の手数料は町が負担いたしますので、納付書に記載の金額をお支払いください。

Q3. 金融機関で納付することができるのでしょうか？

A3. 金融機関でのお取扱いは今までと変わりません。平成30年4月以降に発行された、コンビニ収納バーコードの表示がある納付書については、コンビニエンスストアで納付できるようになります。また、ゆうちょ銀行・郵便局でも納付できるようになりますので、利用しやすい方法で納付をお願いします。

Q4. 納付書が複数枚あります。納めるときは、どの用紙を使用するのですか？

A4. 納付の際は、納付する期別(月)分の納付書のみを窓口にお出してください。このとき、期別(月)をお間違えないよう、期別(月)をよくお確かめいただいたうえで、古い期別(月)のものから納入してください。なお、再発行により同じ内容の納付書が複数ある場合は重複して納付とにならないようご注意ください。

Q5. 領収証書が小さく扱いづらいものもあるのですが、どうして小さくなったのですか？

A5. 「標準料金代理収納ガイドライン」によってコンビニ収納の様式が決まっており、枚数の多くなるものについては、郵送費用や様式共通化等の諸事情から領収証書の大きさが制限されています。
単票になったこともあり領収証書（コンビニエンスストアではレシートも発行されます）の管理は大変手数をおかけしますが、各自で大切に保管していただきますようよろしくお願いいたします。

Q6. バーコードが表示されていない納付書は、コンビニでは使えないのですか？

A6. 1枚あたりの金額が30万円を超える納付書は、コンビニエンスストアでのお取扱いができません。またバーコード面の汚損等によりコンビニでの読取りができない場合もお取扱いができません。いずれの場合も納付書裏面に記載の金融機関等で納付をお願いします。また、今後は納付書を汚したり書込んだり等の無いようお取扱いにもご注意をお願いします。

Q7. コンビニ納付に対応した納付書に記載されている納期限を過ぎてしまいましたが、まだコンビニで納付することはできますか？

A7. コンビニエンスストアでは、納期限を過ぎた納付書はお取扱いできない場合があります。金融機関やゆうちょ銀行・郵便局でのお取扱いとなりますので、お早めの納付をお願いします。

Q8. 旧形式の納付書（平成30年3月以前に発行）は使えないのですか？

A8. コンビニエンスストアではお使いいただけませんが、金融機関等及び役場はご使用が可能です。

Q9. コンビニ納付も便利ですが、他にも便利な納付方法がありますか？

A9. 口座振替をご利用いただければ、納期のためにコンビニエンスストアや金融機関等に行く必要がなく、確実に納めることができますので大変便利です。詳細は各担当課までお問合せください。